

議案第8号

南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町子ども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行により条例の一部を改正する必要があるので提案する。

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町こども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。）をいう。」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業する日若しくは終了する日の属する月の末日までの間にある者をいう。」に改め、同条第4号イ中「第164号）」の次に「第19条の2、」を加え、「第21条の5」を削り、同号に次のように加える。

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条

第2条第6号中「各法」の次に「又は医療保険各法以外の法令」を、「より」の次に「次条の助成対象者が」を、「すべき額」の次に「（ただし、医療保険各法に定める附加給付金及び高額療養費があるときは、附加給付金及び高額療養費の額に相当する額を控除した額）」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

この条例の定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者又はその他の医療に関する法令の規定による医療費を負担する扶養義務者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であり、かつ、本町に住所を有するこども（以下「対象こども」という。）の保護者とする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象こどもが次の各号のいずれかに該当するときは、その助成された部分に関しては当該こどもの保護者は助成対象者としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成19年南風原町要綱第38号）による医療費の助成を受けることができるとき。

(3) 南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年南風原町条

例第18号)による医療費の助成を受けることができるとき。

(4) その他の法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の支給を受けることができるとき。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(支払の調整)

第10条 助成すべきでないにもかかわらず、助成金として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

(資料の提供等)

第11条 町長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第12条 町長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南風原町こども医療費助成条例の規定は、平成27年1月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、従前の例による。